

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類及び名称

寄居都市計画道路三・四・五中央通り線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 追加する土地の区域

寄居町大字寄居字大正寺の一部

#### ロ 削除する土地の区域

寄居町大字寄居字大正寺、字栄町の一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課

### 四 縦覧期間

平成二十七年八月十八日から平成二十七年九月一日まで